

## 津軽広域水道企業団津軽事業部請負工事成績評定要領

制 定 令和3年 9月10日

改 定 令和3年11月30日

改 定 令和4年 4月 1日

### (目的)

第1条 この要領は、津軽広域水道企業団津軽事業部の所掌する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び工事の品質確保に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として請負代金額が500万円を超える工事とする。

### (評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、津軽広域水道企業団専決代決規程第3条関係別表に基づき、津軽事業部長から指定された監督職員（以下「監督職員」という。）及び検査職員（以下「検査職員」という。）とする。

### (評定の方法)

第4条 評定は、評定者が監督又は検査において確認した事項に基づき、工事ごと、評定者ごとに、厳正かつ的確に行うものとする。

2 評定は、次の事項について、工事成績採点表（第1号様式）、細目別評定点採点表（第2号様式）及び工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（第3号様式）により行うものとし、評定者は、その評定の結果を工事成績評定表（第4号様式）に記録するものとする。

- (1) 施工体制
- (2) 施工状況
- (3) 出来形及び出来ばえ
- (4) 工事特性
- (5) 創意工夫
- (6) 社会性等
- (7) 法令遵守等

3 評定者は、評定に当たり、記入方法及び留意事項（別表）並びに施工プロセスチェックリスト（第5号様式）を考慮するものとする。

4 監督職員は、受注者から第2項第4号から第6号までに掲げる項目に関する当該工事における実施状況（第6号様式）が提出されたときは、当該実施状況も考慮して評定を行うものとする。

### (評定の時期)

第5条 評定の時期は、検査職員にあっては検査の都度行うものとする。ただし、修補完了検査のときは行わないものとする。

2 監督職員にあっては、完成検査及び指定部分完了検査のときまでに行うものとする。

### (評定表等の提出)

第6条 検査職員によって評定がなされたときは、監督職員は、遅滞なく、企業長に第4条第2項の評定に係る書類を提出するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 企業長は、完成検査又は修補完了検査に合格したときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を津軽広域水道企業団津軽事業部請負工事成績評定通知要領(以下「通知要領」という。)に定めるところにより通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 前条の規定による通知を受けた受注者は、通知を行った企業長に対して、通知要領に定めるところにより評定の内容について説明を求めることができる。

2 企業長は、前項による説明を求められたときは、通知要領に定めるところにより回答するものとする。

(評定結果の公表)

第9条 評定の結果は、津軽広域水道企業団津軽事業部請負工事成績評定公表要領に定めるところにより公表するものとする。

附 則

この要領は、令和3年10月9日から令和4年3月31日までを試行期間として、本施行は、令和4年4月1日からとする。

附 則

この要領は、令和3年12月20日から令和4年3月31日までを試行期間として、本施行は、令和4年4月1日からとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。